

国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程

(昭和54年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第15条及び第19条に規定する昇任教授会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基準該当者名簿作成)

第2条 教育研究評議会は、国立大学法人小樽商科大学教員選考基準細則に定める基準に基づき、年1回毎年6月1日現在の基準該当者名簿を作成しなければならない。ただし、テニユアトラック教員（国立大学小樽商科大学テニユアトラック制に関する規程第3条第3号に規定する教員をいう。）は基準該当者名簿に掲載しないものとする。

(昇任候補者選出)

第3条 昇任教授会は、前条に定める基準該当者名簿のなかから審査手続を開始するのが妥当であると認められる者（以下「昇任候補者」という。）を無記名投票により選出する。

2 各学科、一般教育系及び各センター（以下「学科等」という。）の長は、学科等の会議の議決により昇任候補者を選出することができる。

3 定員管理については、教育研究評議会において審議する。

(審査委員会の設置)

第4条 昇任教授会は、昇任候補者の教育・研究上の業績・実績を審査するため審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、昇任教授会で選出された者（以下「審査委員」という。）をもって構成する。

2 審査委員は3名以上とし、当該学科以外から少なくとも1名を含めなければならない。

(審査の補足)

第6条 委員会は、審査にあたって昇任候補者から主要業績について文書又は口頭で説明を受けることができる。

2 委員会は、審査にあたって学外者の意見を徴することができる。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は委員の互選とする。

(議長)

第8条 委員長は委員会を招集し議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(原案の発議)

第10条 委員会は審査結果に基づき、昇任の原案を作成し、その理由を付して昇任教授会に発議する。

(昇任の決定)

第11条 昇任教授会は審議ののち、前条の原案について無記名投票を行う。

2 学長は、前項の投票及び教育研究評議会の審議を経て、昇任を決定する。ただし、前項の投票の結果、過半数の賛成を得た者が定員を超えた場合は、学長は、定員の範囲内で、得票順位を考慮し昇任を決定する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月9日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。